

本検討会において想定される論点案について

平成 30 年 12 月 14 日
事 務 局

1. 業務提携に関する独占禁止法上の考え方に係る体系的整理

- 業務提携を規律する行為規制と企業結合を規律する企業結合規制における競争への影響評価枠組みはどのような関係にあるか？また、業務提携や企業結合はどのような場合にどちらの規制が適用されるか？
- 業務提携が競争へ与える影響を評価する基本的枠組みはどのようなものとなるか？また、具体的考慮要素やその考え方はどのようなものとなるか？
- 業務提携の基本的な類型ごとのより具体的な考え方はどのようなものとなるか？
- 競争への影響評価を行う際の対象市場はどのようなものとなるか？
- 販売提携、購入提携等において考慮事項となり得るいわゆる「共通化割合」の定義や影響評価上の位置付けはどのようなものとなるか？
- 業務提携の計画・開始時点で具体的市場等が観念し得ない場合にどのように影響評価を行えばよいか？

2. 従来あまりみられなかった業務提携類型に関する独占禁止法上の考え方

- 今日の社会経済環境を背景に近年広く活用されるようになっている業務提携としてどのような類型を取り上げるべきか？（例：データ連携を目的とした業務提携等）
- 取り上げる各類型に関する独占禁止法上の考え方は具体的にどのようなものとなるか？

以 上